

令和5年度
さいたま市立上落合小学校後援会

総 会
(書面・オンライン表決)

締切日時：令和5年6月9日（金）

議 題

- (1) 令和4年度事業報告並びに決算報告
- (2) 令和5年度役員（案）
- (3) 令和5年度事業計画（案）
並びに令和5年度予算（案）
- (4) 賛助会費改訂（案）

上落合小学校後援会
令和4年度 事業報告

項目	事業
① 施設改修・整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ・校内緑化（プランター、花苗、土等） ・給食用どんぶり ・あいさつ通り横断幕 ・その他
② 学習補助・図書補助	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生新聞 ・学校保健ニュース ・OA環境整備（ウェブカメラ、スタンド） ・音楽室用長机 ・その他
③ 安全対策補助	[該当事業なし]
④ 備品消耗品補助	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器消耗品 （ラミネートフィルム、感熱拡大ロール紙 他） ・衛生資機材（メッシュ式担架） ・その他（砂場用耕運機ガソリン）
⑤ 謝金等補助	<p>「総合的な学習の時間」等の講師代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他
⑥ 学校行事補助	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会、入学式、卒業式補助 ・離任式補助 ・卒業記念品 ・学校医、社会人講師給食代 ・その他
⑦ 記念事業積立	<ul style="list-style-type: none"> ・周年記念事業の積立
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・来客・講師お茶代 ・その他
⑨ 会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、理事会 ・教育懇談会 ・その他

上落合小学校後援会
令和4年度 決算報告
 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

■収入の部

(単位：円) ▲減

項	目	予算額	決算額	増減	摘要
会費	正会員会費	720,000	593,400	▲126,600	正会員495件分
	賛助会費	467,400	468,400	1,000	校区内各自治会、個人賛助者、教職員
	特別賛助会費	230,000	210,000	▲20,000	個人および事業所
	会費計	1,417,400	1,271,800	▲145,600	
雑収入		15	12	▲3	利息
繰越金		1,035,624	1,035,624	0	前年度より
合計		2,453,039	2,307,436	▲145,603	

■支出の部

(単位：円) △超過

項	目	当初予算	決算額	増減	摘要
事業費	①施設改修・整備費	700,000	164,331	535,669	あいさつ通り横断幕、花苗、校内緑化、給食用どんぶり 他
	②学習補助・図書費	450,000	298,501	151,499	小学生新聞、保健ニュース、音楽室長机 WEBカメラ・スタンド 他
	③安全対策費	20,000	0	20,000	【該当事業なし】
	④備品消耗品費	200,000	63,154	136,846	拡大機感熱紙、メッシュ式担架、砂場用耕運機ガソリン 他
	⑤謝金、報酬	60,000	87,020	△27,020	講師謝礼
	⑥学校行事補助費	400,000	185,337	214,663	補助(入学式、卒業式、運動会、離任式)、卒業記念品 他
	⑦記念事業積立	200,000	200,000	0	周年記念事業積立金 【累計残 R5/3/31 現在 ¥1,412,362】
	⑧その他	30,000	27,385	2,615	来客、講師お茶代
	事業費計	2,060,000	1,025,728	1,034,272	
運営費	①会議費	50,000	22,870	27,130	総会資料作成費 他
	②渉外費	20,000	7,000	13,000	諸会費
	③旅費交通費	5,000	0	5,000	
	④事務用品費	13,000	9,218	3,782	文具、印刷消耗品 他
	⑤福利厚生費	15,000	0	15,000	
	⑥慶弔費	10,000	20,000	△10,000	香典
	⑦支払手数料	3,000	2,310	690	振込手数料
	⑧通信費	5,000	224	4,776	切手代
	⑨その他	2,000	0	2,000	
	運営費計	123,000	61,622	61,378	
予備費		270,039	0	270,039	
合計		2,453,039	1,087,350	1,365,689	

総収入額2,307,436円－総支出額1,087,350円＝差引残高1,220,086円 (令和5年度へ繰越)

上記のとおりご報告いたします。

令和5年4月17日

上落合小学校後援会

会長 岡崎 和彦 ㊟
 会計 佐藤 弘乃 ㊟
 会計 萩原 文 ㊟

令和4年度 会計監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和5年4月17日

上落合小学校後援会

監事 天野 博 ㊟
 監事 島田 紀子 ㊟
 監事 鈴木 邦彦 ㊟

(個人情報保護につき原本のみ押印)

上落合小学校後援会
令和5年度 役 員 (案)

役 職	氏 名
役 員 会	会 長 岡崎 和彦
	副会長 塚田 一夫 (第5自治会・上落合地区自治会連合会会長) 井上 久雄 (第2自治会) 高島 清 菅野 千香子 (PTA会長)
	常任理事 米原 大司 (校長) 井山 和美 (第4自治会) 守屋 貞紀 (M I D T O W E R自治会) 中川 俊夫 菅野 雅代
	会 計 佐藤 弘乃 萩原 文
	書 記 小澤 真理 井山 奈愛子 金子 明日香(教頭)
	理 事 (自治会) 今田 良二 (第1自治会代理) 小杉 茂 (第3自治会) 北川 順一 (ポルテ29自治会) 望月 義文 (ノースピアコミュニティ部会) 建部 博 (S4タワー自治会) 関原 正三 (びゅうサイトタワー自治会) 板垣 修 (シティタワーさいたま新都心自治会) 山田 慎也 (パークシティ大宮自治会) 豊田 勉 (パークシティさいたま自治会) 神田 修 (パークスクエアさいたま新都心自治会) (PTA OB他) 徳永 茂 吉澤 裕 園山 幹生 田島 剛 逸見 朋子 河合 明弘 豊田 成子 森田 浩司 (学校) 高橋 容史子 (教務主任) 萩島 良夫 (学校地域連携コーディネーター)
監 事 天野 博 島田 紀子 鈴木 邦彦 (PTA副会長)	
相談役	

【特別賛助会員】

(株)アイビックス	生駒医院	金子歯科診療所
(株)協和テック	(株)グリーン企画社	(株)さいたまアリーナ
埼玉スバル(株)	埼玉トヨペット(株)	埼玉日産自動車(株)
新都心たざわクリニック(田澤俊明)	(株)神明興産(近藤敏夫)	(株)新和商事(井山一男)
医療法人泉仁会ハートクリニック	(有)玉進	(株)ディーネック(森田浩司)
徳永建築設計事務所	中川俊夫	(株)平野製作所
(株)藤晃商事(近藤登志夫)	(株)マルモト	(有)ワイズ
(株)和幸楽器		

上落合小学校後援会
令和5年度 事業計画 (案)

項 目	事 業
① 施設改修・整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ・校内緑化（プランター、花苗、土 他） ・築山改修 ・校内美化 ・沿革黒板用表示追記 ・その他
② 学習補助・図書補助	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生新聞 ・学校保健ニュース ・OA環境整備 ・楽器（楽器代、修繕費等） ・その他
③ 安全対策補助	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ベスト ・その他
④ 備品消耗品補助	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器消耗品（感熱拡大ロール紙 他） ・学校行事、学習用消耗品 ・衛生資機材等 ・その他
⑤ 謝金等補助	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習の時間」等の講師代 ・その他
⑥ 学校行事補助	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会、校内音楽会、入学式、卒業式補助 ・離任式補助 ・卒業記念品 ・学校医、社会人講師給食代 ・その他
⑦ 記念事業積立	<ul style="list-style-type: none"> ・周年記念事業の積立
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・来客・講師お茶代 ・その他
⑨ 会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、理事会 ・教育懇談会 ・その他

上落合小学校後援会
令和5年度 予 算 (案)
 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

■収入の部

(単位：円) ▲減

項	目	前年度予算	今年度予算	増減	摘 要
会 費	正会員会費	720,000	600,000	▲120,000	正会員500件分×年額1,200円
	賛助会員会費	467,400	467,400	0	校区内自治会、個人賛助者、教職員
	特別賛助会員会費	230,000	200,000	▲30,000	事業所および個人
	会 費 計	1,417,400	1,267,400	▲150,000	
	雑収入	15	15	0	利息
	繰越金	1,035,624	1,220,086	184,462	前年度より
合	計	2,453,039	2,487,501	34,462	

■支出の部

(単位：円) ▲減

項	目	前年度予算	今年度予算	増減	摘 要
事 業 費	①施設改修・整備費	700,000	900,000	200,000	築山改修、校内緑化、校内美化、沿革黒板用表示追記 他
	②学習補助・図書費	450,000	300,000	▲150,000	小学生新聞、保健ニュース、OA環境整備、楽器 他
	③安全対策費	20,000	20,000	0	防犯ベスト 他
	④備品消耗品費	200,000	150,000	▲50,000	OA消耗品、衛生資機材 他
	⑤謝金、報酬	60,000	80,000	20,000	講師代 他
	⑥学校行事補助費	400,000	400,000	0	運動会・校内音楽会・入学式補助・卒業式補助 卒業記念品、離任式補助、学校医・社会人講師給食代 他
	⑦記念事業積立	200,000	200,000	0	周年記念事業積立金
	⑧その他	30,000	30,000	0	来客・講師お茶代
	事業費 計	2,060,000	2,080,000	20,000	
運 営 費	①会議費	50,000	40,000	▲10,000	総会資料作成費、役員会・理事会会議費 他
	②渉外費	20,000	10,000	▲10,000	各種祝金、諸会費 他
	③旅費交通費	5,000	5,000	0	交通費 他
	④事務用品費	13,000	13,000	0	文具、印刷消耗品 他
	⑤福利厚生費	15,000	15,000	0	表彰記念品 他
	⑥慶弔費	10,000	10,000	0	香典 他
	⑦支払手数料	3,000	3,000	0	振込手数料
	⑧通信費	5,000	5,000	0	切手、ハガキ 他
	⑨その他	2,000	2,000	0	
	運 営 費 計	123,000	103,000	▲20,000	
	予 備 費	270,039	304,501	34,462	
合	計	2,453,039	2,487,501	34,462	

上落合小学校後援会 賛助会費改定（案）

会則：附則（２）に従い、令和６年度からの賛助会費を見直すにあたり、算出方法および１世帯当たりの賛助会費を下記のように改定することとする。

（改訂前）

別表（１）さいたま市立上落合小学校後援会 会費（自治会負担額）
上落合小対象世帯数×９５円＝算出額を１００の位で四捨五入した金額

（改訂後）

別表（１）さいたま市立上落合小学校後援会 **賛助会費**（自治会負担額）
上落合小学校区自治会会員(世帯)数×１００円＝算出額

改訂の理由

会員減少に伴う会費収入の減少、諸物価の高騰、煩雑で不明瞭な算出方法の見直しなど、理事会での討議を踏まえ、提案いたします。

参考：令和６年度から３年間の賛助会費（試算）

*令和５年の中央区自治連への届け出自治会員(世帯)数を仮に計上（規約には記載しない）

*上落合第１、２自治会は上落合小学校区内の会員(世帯)数を抽出（仮の想定数）

No.	自治会名	自治会加入世帯数 (自治連届出数)	上落合小学校区 会員(世帯)数	賛助会費 世帯数×100円
1	上落合第1自治会	665	230	23,000
2	上落合第2自治会	530	340	34,000
3	上落合第3自治会	435	435	43,500
4	上落合第4自治会	425	425	42,500
5	上落合第5自治会	730	730	73,000
6	ポルテ29自治会	154	154	15,400
7	ノースピア上落合コミュニティ部会	488	488	48,800
8	S4-Tower自治会	264	264	26,400
9	びゅうサイトタワー自治会	199	199	19,900
10	Mid Tower自治会	207	207	20,700
11	シティタワーさいたま新都心自治会	360	360	36,000
12	パークシティ大宮自治会	420	420	42,000
13	パークシティさいたま自治会	297	297	29,700
14	パークスクエアさいたま新都心自治会	234	234	23,400
	計	5,408	4,783	478,300

さいたま市立上落合小学校後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「さいたま市立上落合小学校後援会」という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を上落合小学校内に置く。

(目的)

第3条 この会は、学校が教育目標を達成のために必要とする事業に対し、後援することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学習環境の整備充実。
- (2) 学校環境の整備充実。
- (3) 学校行事への協力。
- (4) その他本会の目的達成に必要なことおよび情報交換を行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する児童の保護者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する賛助者
(校区内各自治会および個人)
- (3) 特別賛助会員 本会の目的に賛同し、役員承認を得た賛助者
(事業所および個人)
- (4) 学校職員 学校を代表する者

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類、定数)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- 2 理事、監事は、正会員、賛助会員、特別賛助会員、学校職員等の本会を構成する会員から選任する。
理事 30名程度 監事 3名以内
- 3 理事のうちより下記の役員を選任する。
会長 1名 副会長 若干名 常任理事 若干名
会計 3名以内 書記 3名以内
- 4 この会には相談役を置くことができる。

(役員を選任等)

第8条 理事、監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選とし総会の承認を得る。
- 3 会計、書記及び監事は、会長が委嘱し総会の承認を得る。
- 4 相談役は、会長が推薦し総会の承認を得る。

(役員職務)

第9条 理事は、理事会を構成し、会則に定める業務を執行する。

- 2 会長は、この会を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、役員会を構成し、この会の業務を執行する。
- 5 会計、書記は会の運営に伴う経理、記録等の業務を行う。
- 6 監事は、この会の財産の状況を監査する。
- 7 相談役は、役員会の求めに応じ意見を述べることができる。

(役員任期等)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長の再任は原則として2回までとする。

第4章 総会

(総会の種類)

第11条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第12条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員選任又は解任
- (6) 会費の額
- (7) その他、役員会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

(総会の議決)

第17条 総会における議決事項は、第15条第3項の規定により予め通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における委任等)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、他の会員を代理人として決事を委任することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名、押印しなければならない。

第5章 役員会、理事会

(役員会の構成)

第20条 役員会は会長、副会長、常任理事、会計、書記をもって構成する。

(理事会の構成)

第21条 理事会は理事をもって構成する。

(役員会の権能)

第22条 役員会はこの会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の権能)

第23条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員選出に関する事項
- (2) 総会、役員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会、役員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会、理事会の開催)

第24条 役員会、理事会(以下「会議」という)は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 役員または理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第25条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第26条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第27条 会議は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定により予め通知された事項とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議における委任等)

第29条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した役員、理事のうちからその会議において選任された議事録署名人が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第31条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 この会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第35条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席した会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第36条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産の帰属については、総会の議決により選定するものとする。

第8章 雑則

(施行細則)

第37条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

この会の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員、賛助会員個人 年額1,200円とし、年1回納入する。
- (2) 賛助会員(自治会) 別表(1)の金額を、総会后2ヶ月以内に納入する。なお、別表(1)は、3年ごとに見直すこととする。
- (3) 特別賛助会員 年額10,000円を総会后2ヶ月以内に納入する。

本会則は、平成30年5月11日より実施する。

別表(1)

令和3～5年度 さいたま市立上落合小学校後援会 会費(自治会負担額)

No.	自治会名	世帯数 自治連届出数	上落合小 対象世帯数	会費	
				×95円	四捨五入
1	上落合第1自治会	713	230	21,850	22,000
2	上落合第2自治会	570	341	32,395	32,000
3	上落合第3自治会	436	436	41,420	41,000
4	上落合第4自治会	421	421	39,995	40,000
5	上落合第5自治会	730	730	69,350	69,000
6	ポルテ29自治会	155	155	14,725	15,000
7	ノースピア上落合コミュニティ部会	489	489	46,455	46,000
8	S4-Tower自治会	264	264	25,080	25,000
9	びゅうサイトタワー自治会	204	200	19,000	19,000
10	Mid Tower自治会	210	210	19,950	20,000
11	シティタワーさいたま新都心自治会	360	360	34,200	34,000
12	パークシティ大宮自治会	425	425	40,375	40,000
13	パークシティさいたま自治会	297	297	28,215	28,000
14	パークスクエアさいたま新都心自治会	247	247	23,465	23,000
計		5,521	4,809	456,855	454,000